

## 議案第 3 号

### 平成28年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

以下の理由により、平成28年度に中学校で使用する教科書並びに小・中学校の特別支援学級、特別支援学校の小学部及び中学部で使用する教科用図書の採択基本方針案について、別紙のとおり提出する。

平成27年6月18日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

#### 理 由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）の規定により、平成28年度に中学校で使用する教科書並びに小・中学校の特別支援学級、特別支援学校の小学部及び中学部で使用する教科用図書について、市町村教育委員会等が行う採択に関する事務についての指導、助言又は援助の一環として、採択の基本方針を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

#### 【参考・根拠規定】

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律・抄

（都道府県の教育委員会の任務）

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書の採択）

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行うものとする。

(別紙)

## 平成28年度に使用する教科用図書の採択基本方針

平成27年 月 日  
沖縄県教育委員会

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、中学校並びに小学校・中学校の特別支援学級、特別支援学校の小学部及び中学部で使用する教科用図書の採択基本方針を次のとおり定める。

### 1 中学校で使用する教科用図書の採択基本方針

#### (1) 採択基本方針について

- ア 教科用図書を採択するに当たっては、教育的見地を堅持し、教科用図書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、公正を期すること。
- イ 採択に当たっては、採択地区の自然的、経済的、歴史的・文化的諸条件等を総合的に考慮して、慎重かつ適正に行うこと。
- ウ 採択に当たっては、県教育委員会の示す教科用図書選定資料を十分に活用するとともに、各採択地区における教科用図書調査研究の結果を慎重に検討・協議して、採択権者の権限と責任において決定すること。
- エ 採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合は、傍聴に関するルールを明確にするなど、静ひつな採択環境の確保に努めること。

#### (2) 採択方法について

採択地区が二以上の市町村からなる共同採択地区内の教育委員会は、協議により規約を定めて、地区内の市町村立中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設け、同協議会の結果に基づき種目ごとに同一の教科用図書を採択し、国立大学法人立・私立小学校及び単独で採択を行う市町村においては、校内又は市町村教育委員会に採択のための委員会を設け、採択すること。

#### (3) 採択結果及び理由等の公表について

採択権者は、教科用図書の採択結果及び理由等を公表するよう努めること。

## 2 小・中学校の特別支援学級並びに特別支援学校の小学部及び中学部で使用する教科用図書の採択基本方針

### (1) 採択基本方針について

ア 特別支援学級並びに特別支援学校の小学部及び中学部で使用する教科用図書

(ア) 文部科学省検定教科書（以下「検定教科書」という。）、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校、特別支援学級用）（以下「一般図書」という。）から採択すること。

(イ) 一般図書（絵本等）の採択に当たっては、下学年用の検定教科書または文部科学省著作教科書の採択についても十分考慮すること。

(ウ) 検定教科書の採択は、学校の所在地の採択地区で採択した教科書と同一とすること。

(エ) 教科用図書は一種目について二重に選択することはできないこと。ただし、特に必要がある場合には次の通りとする。

a 視覚障害者を教育する特別支援学校小学部の弱視者の「国語」の教科については、検定教科書のほかに文部科学省著作特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）教科書を併せて採択することができる。

b 聴覚障害者を教育する特別支援学校の小学部及び中学部の「国語」の教科については、文部科学省著作の「言語指導」又は「言語」の教科書のほかに、小学校もしくは中学校用の検定教科書（下学年使用の場合を含む。）を併せて採択することができる。

イ 特別支援学級並びに特別支援学校の小学部及び中学部で使用する一般図書

(ア) 一般図書（絵本等）の使用は次の場合に限ること。

a 適切な検定教科書又は文部科学省著作教科書が発行されていない場合

b 障害の幅が広く、検定教科書ではくくれない場合

c 特別支援学校の小学部又は中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成するときに、検定教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合

d 小学校または中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成するときに、検定教

科書又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合

(1) 知的障害者を教育する特別支援学校の小学部の「生活」の教科については、「生活」の教科で取り扱う内容が広範囲であることを考慮し、選定資料にある「社会」、「理科」、「家庭」、「保健」の図書から、必要に応じて適切な教科書を採択すること。

(2) 採択方法について

ア 特別支援学校においては採択のために校内に採択委員会を設け、教科用図書の採択基準に沿った、適切な教科用図書の採択ができるよう配慮すること。また、特別支援学級においても文部科学省著作教科書と一般図書の採択のために特別支援学校と同様の配慮をすること。

イ 特に、小学校（小学部）就学時においては、実態に応じて検定教科書または文部科学省著作教科書を採択できるように配慮すること。

(3) 採択結果及び理由等の公表について

採択権者は、教科用図書の採択結果及び理由等を公表するよう努めること。

## 議案の概要の説明

課名 義務教育課

## 1 件名

平成28年度に使用する教科用図書の採択基本方針

## 2 基本方針を定める理由

平成28年度に中学校並びに小・中学校の特別支援学級、特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書について、市町村教育委員会等が採択を行うにあたり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）の規定による、指導、助言又は援助の一環として、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞いた上で、教科用図書の採択に関する基本方針を定める必要がある。

## 3 方針策定の経緯

無償措置法第10条の規定に基づき、市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長が行う採択に関する事務について指導、助言又は援助を行うに際しての基本方針を策定するため、沖縄県教科用図書選定審議会を設置し教科用図書の採択基準等について、諮問した。

平成27年4月21日及び6月4日の審議を経てまとめられた答申及び同法の諸規定に関する文部科学省通知を基に採択基本方針としてまとめた。

## 4 根拠規定

## (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

## (2) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

## 5 添付資料

沖縄県教科用図書選定審議会答申

平成28年度使用教科書の採択について（文部科学省初等中等教育局長通知）

平成27年6月4日

沖縄県教育委員会 殿

沖縄県教科用図書選定審議会

会長 上江洲



平成28年度に、中学校並びに小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する学校教育法附則第9条に定める教科用図書の採択に関し、市町村教育委員会及び義務教育諸学校の校長に対して県教育委員会が行う指導、助言又は援助等について（答申）

平成27年4月21日付け、沖縄県教育委員会から諮問のありましたみだしのことについて、別紙のとおり答申します。

## 平成28年度に中学校で使用する教科用図書の採択について

### 1 教科用図書の採択規準について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）及び同法施行令の規定により義務教育諸学校の教科用図書の採択基準を次のとおり定める。

無償措置法第13条の規定に基づき採択を行う。採択に当たっては日本国憲法、教育基本法に規定された教育の理念や目標を達成するとともに、学習指導要領に示された教科の目標や内容、並びに地域や生徒の実態を考慮すること。

- (1) 採択に当たっては、教育的見地と公正な立場を堅持すること。
- (2) 採択に当たっては、採択地区の自然的、経済的、歴史的、文化的諸条件等を総合的に考慮して、慎重かつ適正に行うこと。
- (3) 採択に当たっては、県教育委員会の示す教科用図書選定資料を十分に活用すること。
- (4) 採択に当たっては、採択地区の教育委員会は、共同採択を行う場合は採択地区協議会を設け、採択に遺漏がないようにすること。
- (5) 採択に当たっては、各採択地区における教科用図書調査研究の結果を慎重に検討・協議して決定すること。

### 2 教科用図書の調査観点について

#### (1) 基本方針

教科用図書の調査に当たっては、生徒に生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努められるように配慮されていること。

#### (2) 調査観点

中学校学習指導要領の各教科、各学年等の目標が達成できるようになっていること。

##### ① 内容

ア 内容は、小・中・高校の一貫性と適時性を十分に考慮しながら、中学校学習指導要領に示された関連する教科の目標を達成するのに十分であること。

a 基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図るために、正確かつ公正で適切な内容に精選され、系統性、発展性が考慮されているか。

- b 思考力、判断力、表現力その他の能力を育む観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動、特に、言語活動の充実を図るための工夫がなされているか。
- c 生徒の発達段階や生活体験に即し、興味・関心を高めるとともに、主体的に学習に取り組む態度が養われるような内容が組織されているか。
- d 我が国や郷土の歴史、文化、伝統に対する理解と愛情を深めるとともに、国際社会の中で主体的に生きていく資質や能力の基礎を培うために役立つような内容が組織されているか。

イ 学習内容の質・量が学習指導上適切であること。

- a 各領域は質・量ともに偏りなく適切であるか。
- b 自ら進んで学習ができるように配慮されているか。
- c 基礎的・基本的な内容は、必要に応じて繰り返し学習することができるように配慮されているか。
- d 地域社会の特性や要請に応じられるように配慮されているか。
- e 生徒の心身の発達段階に適応し、質的・量的な配慮がなされているか。

ウ 発展的な学習内容として、適切であること。

- a 中学校学習指導要領の目標、内容の趣旨に沿ったものであるか。
- b 生徒が主体的に考えたり、学習したり表現したりする内容であるか。
- c 主たる学習内容との適切な関連を有しているか。
- d 学習したことが、日常生活に具体的に結び付くように配慮されているか。

## ② 形式

表現や表記が適切であること。

- ア 表現は、生徒が理解するのに適切であるか。
- イ 文字、用語、計量、単位等が適切であるか。
- ウ 図表、挿絵、写真、統計等は斬新、鮮明、正確かつ適切であり、デジタル教材として活用する際も効果的であるか。
- エ 「発展的な学習」等の内容や配置が適切であるか。

## 3 教科用図書の採択方法について

市町村教育委員会においては、教科用図書を種目ごとに一種採択するための協議機関を、国立大学法人立・私立中学校においては、校内で採択のための委員会を設け、所期の目的が達成できるよう配慮すること。



## 平成28年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校 で使用する教科用図書の採択について

### 1 教科用図書の採択規準について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、小学校・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択基準を次のとおり定める。

#### (1) 特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書

- ① 文部科学省検定済教科書（以下「検定教科書」という。）、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校、特別支援学級用）（以下「一般図書」という。）から採択する。
- ② 一般図書（絵本等）の採択に当たっては、下学年用の検定教科書または文部科学省著作教科書の採択についても十分考慮すること。
- ③ 検定教科書の採択は、学校の所在地の採択地区で採択した教科書と同一とする。
- ④ 教科用図書は一種目について二重に選択することはできない。ただし、特に必要がある場合には次の通りとする。

ア 視覚障害者を教育する特別支援学校小学部の弱視者の国語の教科書については、検定教科書のほかに文部科学省著作特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）教科書を併せて採択することができる。

イ 聴覚障害者を教育する特別支援学校の小学部及び中学部の国語の教科書については、文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の教科書のほかに、小学校もしくは中学校用の検定教科書（下学年使用の場合を含む。）を併せて採択することができる。

#### (2) 特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書

- ① 一般図書（絵本等）の使用は次の場合に限る。
  - ア 適切な検定教科書又は文部科学省著作教科書が発行されていない場合
  - イ 障害の幅が広く、検定教科書ではくくれない場合
  - ウ 特別支援学校の小学部または中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合
  - エ 小学校または中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合
- ② 知的障害者を教育する特別支援学校の小学部の「生活」の教科書については「生活」の教科書で取り扱う内容が広範囲であることを考慮し、選定資料にある「社会」、「理科」、「家庭」、「保健」の図書から、必要に応じて適切な教科書を採択すること。

## 2 教科用図書調査員会が行う一般図書（特別支援学校・特別支援学級用）の調査観点について

### (1) 基本方針

教科用図書の調査に当たっては、児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等に  
応じて、最もふさわしい内容で系統性、発展性が考慮されていること。

### (2) 調査方法

各教科ごとに 10 種目程度の教科用図書を一般図書一覧および図書館等の一般図  
書の中から調査し、学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書（絵本等）選定  
資料を作成すること。

### (3) 調査観点

① 一般図書（絵本等）の選定においては、特に次のアからカの事項に留意する  
とともに、選定した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発  
行者の所在地等についても配慮すること。

ア 一人一人の児童生徒の障害の状態や発達の段階、特性等に  
応じた内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。

イ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ  
図書が望ましく、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参  
考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。

ウ 上学年で使用する教科書との関連性を考慮するとともに、選定する  
図書の間の系統性にも配慮すること。

エ 教科用図書として使用する上で適切な体裁をなしているものを選定する  
ようにし CD、DVD を主とするものやジグソーパズル型、切り紙工作型など  
図書としての体裁をなしていないものは選定しないこと。ただし、CD 等が  
付属する図書についてはその限りではない。

オ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考  
慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

カ 一般図書（絵本等）は前期・後期分割しての給与対象としていないため  
分冊本は選定しないこと。ただし、「拡大教科書」については、検定済教科書  
と同様に分冊本を採択できる。

※分冊本…教科書の上下巻や拡大教科書などのひとまとまりの書物を何冊か  
に分けたもの。

② 一般図書（絵本等）においては内容がスモールステップとなっており、児童  
生徒の緩やかな発達に応じて、次のアからエの事項に配慮すること。

ア 小学部（小学校）、中学部（中学校）及び高等部の一貫性と適時性が考  
慮され、各校種の学習指導要領に示された教科の目標を達成するのに十分であること。

イ 各教科の目標を達成するために適切な内容を含むこと

ウ 内容が児童生徒の日常生活と結び付き、遊びを通した学習もできる内容に  
なっており、生活経験の広がり役に役立つものであること。

エ 視覚・聴覚・触覚等に訴え、各教科に応用し発展的に取り入れられる内容になっていること。

③ 各教科の観点

ア 生活

- a 基本的な生活習慣が身に付くような内容であるか。
- b 健康で安全な生活ができるような内容であるか。
- c 友達と関わりをもって仲良く遊べる内容であるか。
- d 身近な人と自分との関係を理解し、簡単な応対などができる内容であるか。
- e 家庭や学校における集団生活に参加し、簡単な役割を果たすことができる内容であるか。
- f 家庭、学校及び社会の簡単なきまりを理解し、簡単な手伝いや仕事ができる内容であるか。
- g 買い物ごっこなどが織り込まれており、簡単な買い物の金銭の取り扱いができる内容であるか。
- h 身近な自然の事物・現象に興味・関心を持ち、その特徴や変化の様子が理解できる内容であるか。
- i 家庭や社会の様子に関心を持ち、その働きを理解できるような内容であるか。
- j 日常生活と関係の深い公共の施設や機関に慣れ、また、それらを利用できる内容であるか。

イ 国語

- a 国語の「話こと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の基礎的諸能力の育成に必要な表現となっているか。
- b 言語能力の発達に応じて段階的に学習できる表現となっているか。
- c 絵の表現内容は、身近なもので興味・関心がもてる内容であるか。
- d お話づくりができるなど、絵のつながりで筋道を立てて考えることができる内容となっているか。
- e 絵と文が調和のとれた表現となっているか。
- f 根拠をもとに筋道をたどって想像し、考えを広げていける内容であるか。
- g 色彩は自然で好感を与え、読みたい気持ちを高める表現となっているか。

ウ 社会

- a 日常生活の中で起こる事柄の習得に役立つものであるか。
- b 社会生活がどのようなかを知り、自分の役割が学べる内容であるか。

- c いろいろな職場で働く人たちの様子を知り、将来の社会生活に興味・関心をもてる内容であるか。
- d 身近な地理、歴史、文化について興味・関心が持てる内容であるか。

エ 算数（数学）

- a 数・量や形の概念を形成するような教材で、生活経験の中にある具体物を扱っている内容であるか。
- b 数・量や形が児童生徒の興味・関心が持てる内容であるか。
- c 内容が児童生徒の発達に応じて、系統的に組み立てられており、繰り返し学習ができるようになっている内容であるか。

オ 理科

- a 身近な自然の様子や動植物など、興味・関心が持てる内容であるか。
- b 遊びの発展性、生活との結び付きなどが配慮された内容であるか。
- c 身近な環境の中で経験できる内容であるか。
- d 写真・挿絵等は煩雑でなく、適切に表現されたものであるか。

カ 音楽

- a 絵を見て歌詞や曲の内容がわかるものであるか。
- b 行事や季節が感じられる内容であるか。
- c 簡単なリズム遊びや楽器遊びができるような内容であるか。
- d 身体表現をしながら歌うことができる内容であるか。
- e 興味・関心をそそり、心情を豊かにするような内容であるか。

キ 図画工作（美術）

- a 遊びや生活に結び付いた内容であるか。
- b 色彩が鮮明で、興味・関心が持てる作品が採用されているか。
- c 創造性を育てる内容になっているか。
- d 表現内容や鑑賞作品が発達段階に即したものであるか。

ク 体育（保健体育）

- a 歩く、走る、跳ぶ、投げるなどの基本的な動きや運動内容がバランスよく配置されているか。
- b 遊びや運動を通して仲間と共に楽しく活動できる内容であるか。
- c 体のしくみと働き、発達の様子などがわかりやすく表現されているか。
- d 健康・安全と病気についての基礎的知識が理解できる内容であるか。
- e 健康と環境のかかわりがわかりやすく表現されているか。

ケ 職業・家庭

- a 実物に近い色合いでいろいろな食品がもりこまれていて、また楽しい食事の仕方やマナーがわかる内容であるか。
- b 家族がそれぞれの役割を分担していることが理解でき、楽しい家庭づくりをするために協力することの大切さがわかる内容であるか。
- c 色彩が豊富で、時と場に応じた衣服の組み合わせの楽しさがわかり、また着脱の習慣付けがなされるような内容であるか。
- d 身のまわりの整理・整頓や、気持ちのよい住まいの大切さなどが織り込まれた内容であるか。
- e 日常使っている品物に関心をもて、金銭の取り扱い方、買い物の仕方やお金の大切さがわかる内容であるか。
- f 身近にある産業や生産物が、日常生活に役立つものであることが理解できる内容であるか。
- g いろいろな職場で働く人たちの様子がわかり、仕事への興味・関心を高められる内容であるか。
- h 将来の職業生活や家庭生活、地域生活に意欲が持てる内容であるか。

コ 外国語

- a アルファベットに興味・関心が持てる内容であるか。
- b 色、動物、食器、文具、乗り物等の名称や数詞、曜日等、日常の生活に身近な言葉を中心とした内容であるか。
- c あいさつなどを外国の言葉で表現したり、外国語の歌詞で歌って楽しんだりする内容であるか。
- d 表現内容が発達段階に即したものであるか。

サ その他、配慮事項

- a 教科によって、その他特に必要な観点を設定する場合は、当該教科の目標に応じた観点であること。
- b 身近な行事や自然等を扱った郷土の絵本等の選定について配慮すること。

④ 形式

- ア 表現や表記が適切であること。
- イ 絵や写真がわかりやすく鮮明であること。
- ウ 文字の大きさは適切で、文章表現も具体的であること。
- エ 材質が丈夫で扱いやすいものであること。
- オ 弱視の児童生徒の使用についても配慮すること。

### 3 特別支援学級及び特別支援学校における教科用図書の採択方法について

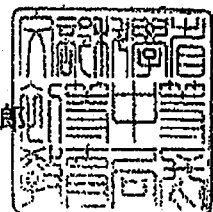
- (1) 特別支援学校においては採択のために校内に採択委員会を設け、教科用図書の採択基準に沿った、適切な教科用図書の採択ができるよう配慮すること。また、特別支援学級においても文部科学省著作教科書と一般図書の採択のために特別支援学校と同様の配慮をすること。
- (2) 特に、小学校（小学部）就学時においては、実態に応じて検定教科書または文部科学省著作教科書を採択できるように配慮すること。



27文科初第91号  
平成27年4月7日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
小松 親次 郎



(印影印刷)

平成28年度使用教科書の採択について（通知）

教科書の採択は、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることに鑑み、教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

平成27年度においては、平成28年度使用教科書の採択を行うこととなります。教科書採択の在り方については、「教科書採択の改善について」（平成24年9月28日付け24文科初第718号文部科学省初等中等教育局長通知）等により、その改善方を依頼しているところです。また、文部科学省においては、各教育委員会の協力のもと平成26年度の教科書採択の状況調査を行い、その結果（以下「調査結果」という。）を別添1のとおり取りまとめました。これらも踏まえ、平成28年度の教科書採択に当たって留意いただきたい事項を下記のとおりまとめましたので、貴都道府県の採択関係者に徹底されるとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。おって、この通知の写しを各都道府県知事及び附属学校を置く各国立大学法人の長宛て送付しますので、協力して域内の私立学校、国立学校への周知をお願いします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛て通知しておりますので（「平成28年度使用教科書の採択事務処理について」（平成27年4月7日付け27初教科第2号文部科学省初等中等教育局教科書課長通知。以下「課長通知」という。)), これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2576



## 記

## 1 平成27年度の教科書採択について

## (1) 小学校用教科書

平成27年度は、基本的に平成26年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条）。

## (2) 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）用教科書

平成27年度は、おって送付する「中学校用教科書目録（平成28年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、適切な指導、助言又は援助を行うこと。なお、このことは他の義務教育諸学校の採択についても同様であること（無償措置法第10条）。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

## (3) 特別支援学校の小・中学部用教科書

## ① 小学部

平成27年度は、基本的に平成26年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（無償措置法第14条）。

## ② 中学部

平成27年度は、おって送付する「特別支援学校用（小・中学部用）教科書目録（平成28年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

## (4) 高等学校用教科書

平成27年度は、おって送付する「高等学校用教科書目録（平成28年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

## (5) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科書については、教科書目録に登載されている教科書以外の図書を採択できること。また、毎年度異なる図書を採択することができること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

## 2 教科書採択の公正確保について

- (1) 教科書発行者の宣伝行為については、その実態を把握し、事前に適切な対策を講ずること。



文部科学省においては、各教科書発行者に対して採択に関する宣伝行為について指導を行っているところである（別添2参照）が、域内の学校とも、情報提供をはじめ密に連携し、採択の公正確保を一層徹底することが重要であること。

- (2) 採択教科書の決定に当たっては、教職員の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されるなどにより、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。

また、静ひつな採択環境を確保するため、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行うこと。円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとること。

採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には、傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めること。

- (3) 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて状況を適切に把握し、過大な宣伝行為その他外部からの不当な影響等により採択の適正、公正の確保に関し問題があると考えられる場合には、教育委員会等において適切な措置を講ずるとともに、その都度速やかに文部科学省教科書課宛てに報告すること。

### 3 教科書採択方法の改善について

- (1) 市町村教育委員会等において十分な教科書の調査研究期間が確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう発行者へ周知するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に努めるが、調査結果を踏まえ、都道府県教育委員会にあっては、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限をさらに遅くするなど、採択スケジュールについて再検討すること。

- (2) 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科ごとに適切な数配置するなど体制の充実を図るとともに、調査員等が作成する資料については、教育委員会その他の採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、採択により広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

また、調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、当該評定に拘束力があるかのような取扱いはしないこと。

- (3) 教科書の採択に関する情報の公表について、文部科学省としては、法令上の努力義務が課されている（無償措置法第15条）義務教育諸学校用教科書の採択結果・理由等に係る現状に関し、調査結果により明らかになったものでは必ずしも十分ではないと認識しており、引き続き、教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組んでいただきたいこと。また、高等学校段階の学校において使用する教科書の採択についても、義務教育諸学校に準じてその採択結果及び理由等の公表に努めていただきたいこと。
- (4) 公立の学校において使用される教科書の採択権限を有する者は教育委員会であり、教科書見本は基本的に教育委員会の教育長及び委員の人数分が送付されることになっている。このことを踏まえ、教育委員会の教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、採択決定に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であると考えられること。
- (5) 公立の高等学校において使用される教科書については学校ごとに異なる種類の教科書を使用することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望に基づいて行うことが通例となっているが、公立の高等学校において使用される教科書についても採択権限を有する者は教育委員会であり、各学校の採択希望については教育委員会において審査をすることが適切であること。
- (6) 中学校・高等学校において使用する検定済教科書であっても、障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

（教科書発行者による取組の例）

- ①ユニバーサルデザインフォントに関する取組
- ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにする。
  - ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。
- ②カラーユニバーサルデザインに関する取組
- ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
  - ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付ける。
- ③レイアウトに関する取組
- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
  - ・写真を重ねる際は、境目をわかりやすくする。